公文書の誤廃棄又は紛失について

1. 事案の概要及び経過

令和4年5月23日に市民から保有個人情報の開示請求(平成30年1月1日~令和4年5月23日までの戸籍証明書交付申請書など)があり、システムの操作履歴を調べ、令和4年5月25日に市民課職員が文書を探索したところ、令和元年8月9日分「戸籍証明書交付申請書」一式が保存箱に収納されていないことが判明しました。令和4年5月26日以降、事務所や書庫のほか、本市の倉庫を探索するとともに、市民課職員への聞き取りを行いましたが、当該申請書一式を見つけることができませんでした。

6月13日に、開示請求された方に対して、当該申請書一式の誤廃棄または紛失について説明いたしました。

窓口で申請のあった「戸籍証明書交付申請書」(保存年限3年)や「住民票の写し等各種証明書交付申請書」(保存年限1年)については、別々の保存箱に収納し書庫等で保管しています。

各申請書は、施錠された書庫等で常時保管しており、書庫や事務所外へ持ち出すことがないことや第三者が書庫に立ち入ることは考えにくいこと、また、令和元年8月9日分以外の戸籍、住民票の写し等各種証明書交付申請書は適切に保存されていることから、当該申請書一式は、別の保存箱に誤って収納された可能性が極めて高いと考えられ、令和2年度末に保存期限が到来した文書廃棄の際に、廃棄した可能性が高いと考えています。

令和2年度末に保存期限が到来した文書については、全庁他部署の廃棄文書とともに、 本市の倉庫に集められ、既に溶解処分しております。

なお、この間、個人情報の漏洩や不正使用等の発生についての報告はありませんでした。

2. 申請書の記載事項等

申請書には、申請者及び証明書を必要とする方の住所、氏名、生年月日、本籍地、筆頭者等の個人情報を含む情報が記載されています。本事案については、システム操作の記録から令和元年8月9日分は、81枚の申請書を収受していると考えています。

3. 事案の発生原因

文書の保存について、保存箱への収納作業を担当者のみに任せ、複数名で行っていなかったこと、また、文書廃棄の際に保存箱の中身を再度確認していなかったことが、事案の発生原因であると考えています。

4. 再発防止対策

日々の書類の保存箱への収納の際には、担当者に加え管理職等複数名の職員で確認を行い、保存箱に確認済であることを明示する。

また、文書廃棄の際には、担当者及び管理職等の複数名によって、保存箱の内容を再度 確認することを徹底する。

戸籍証明書交付申請書と各種交付申請書は、保存年限が違うため保存箱も別にしているが、保存箱の掲示物や日ごとに綴る際の表紙についても色を変えるなど一見して識別できるようにする。

なお、今回の開示請求に伴う対象文書探索の際に、他の申請書についても確認を行い、 適切に保存・保管されていることを確認しています。

> (問い合わせ) 市民生活部 市民室 市民課 Tm 072-841-1221 (内線 3250)